

第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」（一般社団法人全日本スーパーマーケット協会主催）に高知県ブースとして出展する事業者に対し、首都圏のスーパーマーケットや百貨店等のバイヤー、飲食業等食品関連事業者との商談の機会をより多く提供するため、出品する高知県産品の魅力が十分に伝わり、高知県産品全体のブランド力向上につながるブースの企画、デザイン、演出を通じたブース装飾を行い、高知県ブースへの新規来場者の増加を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務概要書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

2 見積限度額

8,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と一般財団法人高知県地産外商公社（以下、「公社」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むこととし、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて公社と交渉を行う。

5 資格要件

参加の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは審

- 査委員会開催時まで登録が予定されている)者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
 - (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
 - (4) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
 - (5) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 説明会 ※説明会への参加申込があった場合実施

日時：令和3年11月1日(月) 13時00分から

場所：高知本町ビル3階(高知県高知市本町5丁目2-17)

なお、参加者は会場の都合により1事業者あたり3名までとする。

説明会への参加は、説明会参加申込書(別紙様式-1)により令和3年10月29日(金)午後5時までにFAXで受け付ける。

7 質疑と回答

質疑は、令和3年11月4日(木)午後1時(必着)までに質疑書(別紙様式-2)により持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付ける。FAXと電子メールにより質疑を行った者は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和3年11月5日(金)までに公社ホームページ <http://www.marugotokochi.com/ts/>に掲載する。

8 参加申込及び参加要件の確認

プロポーザルに参加を予定する者は、プロポーザル参加申込書(別紙様式-3)に参加要件の確認書類(別紙様式-4)を添えて提出すること。申込にあたって提出する書類は次表のとおりとする。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4縦	正本 1部
4	法人概要書		

(1) 参加申込書

①提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る)

②提出期限

令和3年11月12日(金)午後5時(必着)

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 3F 高知県地産地消・外商課内
一般財団法人高知県地産外商公社 高知事務所 TEL088-855-4330

(2) 資格要件の確認

一般財団法人高知県地産外商公社で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を

確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和3年11月16日（火）までに申込者へ通知する。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（公社の閉社日を除く）以内に、書面により、代表理事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。
- ②代表理事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日（公社の閉社日を除く）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務公募型プログラムに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務公募型プログラム審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和3年12月6日（月）までに、全ての参加者に通知する。なお、審査結果は一般財団法人高知県地産外商公社情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 日程

- 令和3年10月25日（月）募集要領の公示
- 令和3年10月29日（金）説明会参加申込書提出締切 午後5時（必着）
- 令和3年11月1日（月）説明会開催
- 令和3年11月4日（木）質疑書提出締切 午後1時（必着）
- 令和3年11月12日（金）参加申込書及び資格確認書類提出締切 午後5時（必着）
- 令和3年11月22日（月）企画提案書提出締切 午後5時（必着）
- 令和3年11月25日（木）審査委員会（プレゼンテーション）

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（公社内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- （3）提出された企画提案書は、一般財団法人高知県地産外商公社情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規程により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出する。

ただし、開示・非開示の判断は、様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同規程に基づき、公社が客観的に判断する。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14 問合せ先

一般財団法人 高知県地産外商公社 高知事務所

担当者 山中

TEL 088-855-4330

FAX 088-823-9262

E-mail kochi@marugotokochi.com

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の公社との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、公社職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ 社会通念上、契約するにはふさわしくないと考えられる事態が生じた場合